○内閣府令第十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する規程の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）	（法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）
第八条　法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。	**第八条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更	［号を加える。］
三　法第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置（法附則第三条の規定による訓令又は通達に関する規制の特例措置を含む。）の全国展開に伴う変更	［号を加える。］
四　特定事業の実施主体の名称又は所在地の変更（変更後の所在地が国家戦略特別区域内であるものに限る。）	［号を加える。］
五　前各号に掲げるもののほか、認定区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更	二　前号に掲げるもののほか、認定区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）	（法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業）
第十条　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号（同号ロ(3)及び(4)に掲げるものを除く。）及び第二号に掲げる事業とする。	**第十条**　法第二十七条の二の内閣府令で定める特定事業は、第一条第一号及び第二号に掲げる事業とする。
（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）	（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）
第十一条の四　［略］	**第十一条の四**　［同上］
［2～13　略］	［2～13　同上］
14　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	14　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
15　［略］	15　［同上］
（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）	（国家戦略特別区域担当大臣の指定に係る手続等）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
［2～10　略］	［2～10　同上］
11　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	11　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
12　［略］	12　［同上］